

申立ての趣旨及び紛争の要点

申立ての趣旨

相手方 (□ら) は, 申立人に対し, (□連帯して,) 下記金員を支払う。

金 円

□上記金額に対する平成・令和 年 月 日から支払済みまで

年 %の割合による遅延損害金

との調停を求める。

紛争の要点

1 紛争の要点となるべき相手方の具体的行為 (□詳細は別紙のとおり)

(いつ, どこで, だれが, どうしたか)

2 以上により, 相手方 (□ら) は, 申立人と { □申立外 } との
{ □相手方 }

{ □婚姻を破壊させたものである }
{ □婚姻関係の維持を困難にさせた } から, 民法709条に基づき, これによ
り被った申立人の精神的損害に対する慰謝料を支払う義務がある。

上記慰謝料の額は 円が相当である。

3 よって, 申立人は, 相手方 (□ら) に対し, (□連帯して,) 金 円

□及びこれに対する平成・令和 年 月 日から支払済みまで年 %

の割合による遅延損害金

の支払を求める。

4 その他の紛争の要点